

宮津市公報

令和7年2月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規 則

- 1 宮津市林業振興センター条例施行規則を廃止する規則 1

告 示

- 1 宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 1
2 令和6年度低所得者向け給付金事業実施要綱 3
3 宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱 5
4 宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱を廃止する要綱 6
5 宮津市開発行為等に関する指導要綱を廃止する要綱 6

公 告

- 1 公示送達 6
2 農用地利用集積計画の縦覧 7
3 宮津市営住宅の入居者の公募 7

水 道 企 業

《上下水道告示》

- 1 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間の満了 8

教 育 委 員 会

《告 示》

- 1 宮津市教育委員会定例会の招集 8
2 宮津市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱 8

監 査 委 員

《監査公表》

- 100 住民監査請求の結果 9

農 業 委 員 会

《告 示》

- 1 宮津市農業委員会定例総会の招集 11

規 則

宮津市林業振興センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 1 号

宮津市林業振興センター条例施行規則を廃止する規則

宮津市林業振興センター条例施行規則（平成11年規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第 1 号

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 10 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成25年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「する者」を「した者並びに住宅用太陽光発電システム等と同時に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを設置した者」に改める。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(3) 高効率給湯機器 電気ヒートポンプ給湯設備又は潜熱回収型給湯設備等のエネルギー変換効率の高い給湯設備であつて、市長が別に定める基準に適合し、かつ、未使用のものをいう。

(4) コージェネレーションシステム 都市ガス、天然ガス、L P ガス、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有するシステム（熱電併給型動力発生装置又は燃料電池に限る。）で、市長が別に定める基準に適合し、かつ、未使用のものをいう。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第 5 条に規定する税をいう。以下同じ。）を滞納していない者で、本市の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、住宅用太陽光発電システム等を設置した建物が補助対象者の所有物でない場合は、当該建物の所有者の設置同意を受けていなければならない。

(1) 自らが居住する住宅（店舗、事務所等と兼用するものを含む。以下同じ。）に、新たに住宅用太陽光発電システム等を設置した者

(2) 住宅用太陽光発電システム等が設置されている本市の区域内に存する建売住宅（建売住宅供給者等が、不特定多数の購買者を対象に、見込により生産し、供給する住宅をいう。以下同じ。）を購入した者

(3) 自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システム等と同時に高効率給湯機器又はコージェネ

レーションシステムを設置した者

- (4) 住宅用太陽光発電システム等及び高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムが設置されている本市の区域内に存する建売住宅を購入した者
(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

第8条及び第9条中「住宅用太陽光発電システム等」の次に「、高効率給湯機器及びコージェネレーションシステム」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
自家消費型（F I T売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業	住宅用太陽光発電システム等の設置に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とし、次の各号に掲げる額を合計した額 (1) 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ。）に1万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、4万円を限度とする。） (2) 住宅用蓄電システムの蓄電容量（単位はキロワットアワーとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に1万5,000円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、9万円を限度とする。）に1万円を加算した額
自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業	F I T制度又はF I P制度の認定を取得しない住宅用太陽光発電システム等の設置（市長が別に定める基準に適合するものに限る。）に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とし、次の各号に掲げる額を合計した額 (1) 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、8万円を限度とする。） (2) 住宅用蓄電システムの蓄電容量（単位はキロワットアワーとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に3万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数がある

		ときは、これを切り捨てた額とし、18万円を限度とする。） に2万円を加算した額
高効率給湯機 器・コージェネ レーションシ ステム設備設置事 業	住宅用太陽光発 電システム等と 同時に設置した 高効率給湯機器 又はコージェネ レーションシ ステムの設置に要 する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円 未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度と し、高効率給湯機器については30万円を限度とし、コージェ ネレーションシステムについては80万円を限度とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の規定は、令和6年8月21日以後に住宅用太陽光発電システムを対象とする電力需給契約を電気事業者と締結した者について適用する。

* * *

宮津市告示第2号

令和6年度低所得者向け給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和7年1月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和6年度低所得者向け給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による負担増によって様々な困難に直面した者が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時的な措置として実施する令和6年度低所得者向け給付金事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 市長は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、同法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの自治体の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に掲げる世帯の世帯主に令和6年度低所得者向け給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯には、給付金を支給しないものとする。
 - (1) 給付金の支給を受けた世帯（他の自治体から給付金と同様の支給を受けた世帯を含む。）に属する者を含む世帯
 - (2) 基準日の翌日以後の住民票の異動により、別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一世帯とみなし、いずれかの世帯に対し給付金を支給した場合のその他の世帯
 - (3) 市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
 - (4) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1世帯につき3万円とする。

- 2 給付金の支給に該当する世帯のうち、平成18年4月2日から令和7年3月31日までの間に生まれた者（以下「18歳以下の児童」という。）が属する世帯には、18歳以下の児童1人につき2万円を前項の額に加算する。

(受給権者)

第4条 給付金の受給権者である世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を受給権者とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(給付申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得者向け給付金支給要件確認書（以下「支給要件確認書」という。）又は低所得者向け給付金申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、既に令和5年度物価高騰対応重点支援給付金事業実施要綱（令和6年告示第3号）第5条に規定する確認書若しくは申請書又は令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業実施要綱（令和6年告示第101号）第5条に規定する確認書若しくは申請書を提出し、かつ、当該確認書又は当該申請書の内容に変更がない場合は、この限りでない。

(代理人による支給申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による支給要件確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が支給要件確認書を提出するときは、受給権者は支給要件確認書の委任欄に記載し、支給の申請をするときは、申請書兼請求書に加え、原則として受給権者による委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、第1項第1号の規定による代理人にあっては、住民基本台帳により代理権を確認するものとし、同項第2号又は第3号の規定による代理人にあっては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定等)

第7条 市長は、第5条の規定により支給要件確認書又は申請書兼請求書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の適否を審査し、当該申請者に対し、給付金を支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 受給権者から第5条に規定する期限までに支給要件確認書の提出又は申請書兼請求書による申請が行われなかった場合は、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が前条の規定による支給決定を行った後、支給要件確認書又は申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず支給要件確認書又は申請書兼請求書の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 9 条 市長は、給付金の支給を受けた後に受給権者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 1 0 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、支給要件確認書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第 3 号

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 28 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱（平成 27 年告示第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項及び第 4 条第 4 号を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

地目	10 アール当たりの交付単価
田	3,000 円
畑	2,000 円
草地	250 円

備考 事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

別表第 2 中「

2 加算単価	(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 実施要綱別紙 2 の第 4 の 1 の (2) に規定する多面的機能の増進に取り組んでいる認定組織が、実施要綱別紙 2 の第 6 の 2 の (1) のウの a に定める条件を満たす場合に加算する。	田	400 円
		畑	240 円
		草地	40 円
	(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援 (1) の支援を受ける認定組織であって、実施要綱別紙 2 の第 6 の 2 の (1) のウの b に定める条件を満たす場合に加	田	400 円
		畑	240 円
		草地	40 円

を

	算する。		
--	------	--	--

「

2 加算単価 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 実施要綱別紙2の第4の1の(2)に規定する多面的 機能の増進に取り組んでいる認定組織が、実施要綱別 紙2の第6の2の(1)のウの a に定める条件を満たす 場合に加算する。	田	400 円
	畑	240 円
	草地	40 円

に改める。

」

別表第4を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第4号

宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年1月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱を廃止する要綱

宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱（令和5年告示第105号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第5号

宮津市開発行為等に関する指導要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年1月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市開発行為等に関する指導要綱を廃止する要綱

宮津市開発行為等に関する指導要綱（平成2年告示第48号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第1号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年1月17日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第 2 号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により令和 6 年度農用地利用集積計画（令和 7 年 1 月 20 日付け宮農委第44号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和 7 年 1 月 24 日

至 令和 7 年 2 月 13 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

* * *

宮津市公告第 3 号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成 9 年条例第25号）第 3 条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和 7 年 1 月 27 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家 賃（円）	戸 数	規 格
タヶ丘	宮津市字須津	27,200～53,400	1	3 D K
東波路	宮津市字波路	21,900～43,000	1	3 D K
鳥が尾	宮津市字喜多	16,400～32,300	2	3 D K

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟 3 階）又は市民環境部 市民環境課市民窓口係受付（本館 1 階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 3 月 25 日（火）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

6 入居時期

入居決定した日から約 1 か月後

水 道 企 業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第 1 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間が令和 6 年 12 月 31 日に満了した次の者について、継続して指定しなかったので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）第 16 条の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 15 日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第 120 号

- (1) 名 称 有限会社塩見住宅
- (2) 所 在 地 福知山市字新庄 225 番地 3
- (3) 代 表 者 代表取締役 塩 見 晋 也

指定番号 宮下水道指定第 126 号

- (1) 名 称 野口電気設備
- (2) 所 在 地 与謝郡与謝野町字算所 386 番地 4
- (3) 代 表 者 野 口 広 之

教 育 委 員 会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第 1 号

令和 7 年第 1 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 月 15 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 24 日（金）午前 10 時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第 2 号

宮津市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 24 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱

（設置）

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の 9 第 1 項の規定に基づき、宮津市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに地域計画の実施に係る連絡調整を行うため、宮津市文化財保存活用地域計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域計画の推進に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化財の保存及び活用の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

監 査 委 員

《監査公表》

宮津市監査公表第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表する。

令和7年1月27日

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃
同 久 保 浩

請求人に対する監査結果の通知文

宮 監 第 37 号
令和7年1月23日

請求人 (省略) 様

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃
同 久 保 浩

住民監査請求に基づく監査について (通知)

令和 6 年12月23日に提出された住民監査請求については、次のとおり決定したので通知します。

本件請求は地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと以下のとおり判断し、却下します。

1 請求の概要

宮津市議会 (省略) 議員が虚偽の欠席届を行い「市民と議会の懇談会」を欠席した行為が、法及び宮津市議会議員政治倫理条例に違反しているにもかかわらず、令和 6 年11月分の議員報酬が宮津市長から支払われている。宮津市長は、宮津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第 8 条「この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。」を適用し議員報酬の支払いを中止すべきであるが、これを遂行していない。議員の報酬は市民の税金で支払われている。議員報酬の支払いを中止することは法的根拠を有しており、(省略) 議員の令和 6 年11月分の議員報酬を宮津市へ返還を求める。

2 判断に至った理由

(1) 同一住民から同一行為等を対象とした再度の住民監査請求について

既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、最高裁判所は、「法第242条 1 項の規定による住民監査請求に対し、同条 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の 2 第 1 項の規定に基づき同条の 2 第 2 項 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示している (最高裁判所第二小法廷昭和57年 (行ツ) 第164号)。すなわち、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、不適法な住民監査請求といえる。

(2) 本件請求についての検討

これを本件請求についてみると、請求人は、令和 6 年12月10日付けで本件と同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求 (以下「前回請求」という。) を既に行っている。なお、本件請求において、財務会計上の行為の対象から議長の議員報酬支払を除き、前回請求では添付されていなかった文書を証拠資料として添付したうえ、一部違法事由が改められているが、対象とする財務会計上の行為は (省略) 議員の令和 6 年11月分の議員報酬支払であり、前回請求と同一のものとなっている。

また、上述の最高裁判決では、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」と判示されていることから、本件請求が前回請求と別個のものということとはできない。

よって、本件請求は、前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求であり、不適法な住民監査請求といわざるを得ない。

以上のことから本件請求は、法第242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 1 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 月 8 日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 7 年 1 月 16 日（木）午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 3 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 4 号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

議案第 5 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について